

平成 24 年 3 月 29 日
産業連関技術会議
総務省政策統括官室

公的部門の格付け基準の見直し及び平成 23 年表における公的部門の格付け検討状況

I 公的部門の格付け基準の見直し（第 3 回産業連関技術会議にて説明済み）

1 公的統計の整備に関する基本的な計画（抄）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。	内閣府、産業連関表（基本表） 作成府省庁	国民経済計算は平成17年基準改定時、産業連関表（基本表）は次回作成時に実施する。

2 日本の国民経済計算（JSNA）における対応

93SNA及び2008SNAを踏まえ、以下のとおり基準を変更する。

(1) 公的部門と民間部門の区分（政府による所有と支配）

【旧基準】

政府出資又は株式の政府保有が 50%を超え（所有）、かつ法令等に基づいて政府が役員等認可権や経営方針の決定権を持つ（支配）場合に限り公的部門に分類する。

↓

【新基準】

政府が議決権の過半数を保有している場合（所有）または取締役等の統治機関の過半数の任命権を持つ場合（支配）のいずれかが満たされれば、公的部門に分類する。

(2) 金融機関、非金融機関の区分及び一般政府、非営利部門の区分

【旧基準】

公的部門と判断された機関のうち、次の判断基準により、一般政府、公的金融法人、公的非金融法人に分類する。

ア 金融資産が 90%以上ある場合は公的金融法人に分類（金融・非金融の判断）

イ 下記の①～③で 2 つ以上該当すれば公的非金融法人に分類（市場性の有無）

- ① 民間事業者と同種の活動がある。
- ② 価格あるいは料金が供給する量・質に比例している。
- ③ 自由意思による購入ができる。

ウ 上記ア及びイに該当しない場合は一般政府部門に分類する。



【新基準】

ア 売上高の50%以上が金融仲介活動又は補助的金融活動による機関は、金融機関に分類する。(金融・非金融の判断)

イ アで非金融機関に分類された機関について、売上高が生産費用の50%以上であれば、市場性があるとして、法人企業に分類し、それ以外は一般政府・非営利部門に分類する。(市場性の有無)

(3) 社会保障基金の分類

【旧基準】

以下の基準の全てを満たす社会保険制度を社会保障基金とする。

- ① 政府単位（あるいはそれに相当する者）が保険者（事業主体）となっており、特定の社会領域について網羅的にカバーしている制度であること
- ② 特定の社会領域に属する者の加入が、法律ないし政府単位によって強制となっている制度であること
- ③ 積立方式（給付と負担がリンクしている財政方式）以外の方法により運営されている制度であること



【新基準】

以下の基準の全てを満たす社会保険制度を社会保障基金とする。

- ① 政府による賦課・支配
- ② 社会の全体及至特定の部分をカバー
- ③ 強制加入・負担

3 産業連関表における検討の状況

(1) 方針と現状

(原則として、) J SNAに準じた基準を導入することとし、個別の事業・法人等について、当該基準に基づき格付けを検討中。

II 平成23年表における公的部門の格付け検討状況

新基準の導入を踏まえて、現在、基本計画・SNA課題対応WGにおいて、平成23年表における公的部門の格付け（案）を検討中。具体的には、「平成17年（2005年）産業連関表作成基本要綱」の第1部第3章〔別表4〕「産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人等の扱い」の全文及び格付け表の見直しを検討。（別紙1及び別紙2を参照）

基本要綱 第 1 部第 3 章〔別表 4〕前文

〔別表 4〕

平成 23 年(2011 年)産業連関表における中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の扱いについて

1 中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の格付けの意義

中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の格付けとは、当該機関（法人）の活動を、①産業（民間事業所（対企業民間非営利サービス生産者を含む。）又は公的企業）、②対家計民間非営利サービス生産者、又は③政府サービス生産者（公務、準公務若しくは社会保障基金）に区分するとともに、それが、どの部門に該当するのか（1 機関（法人）＝1 アクティビティとは限らない。）の格付けを行う作業である。

これは、以下にあげる必要性から、不可欠な作業である。

(1) 一次統計や産業を対象とする投入調査では、通常、中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等は対象とされないことが多い。そのため国内生産額を推計するに際して、これらの活動による生産額をどのようにとらえ、それをどの部門の生産額とするのかが問題となる。中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の格付けは、これら機関（法人）の生産額を、どの部門の生産額に上乘せするのかを明確にし、該当する部門の正確なCT推計に資することとなる。

(2) (*P*産出が非市場産出のみからなる)「政府サービス生産者」と「対家計民間非営利サービス生産者」は経費を積み上げて国内生産額を推計するため営業余剰がなく、一方、「産業」は売上高や収入を国内生産額としているため営業余剰が存在する。このように、両者の間には、国内生産額の推計方法や投入構造に大きな差異があり、中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等においても、これら機関（法人）の性格により、それらを区分して扱う必要がある。

(3) 国内総固定資本形成について、その機関（法人）の資本形成が、公的（公的企業分を含む。）な資本を形成するのか、民間の資本を形成するのかが明確になり、公共投資による資本形成の分析がよりの確なものとなる。

また、固定資本マトリックスを作成するに当たり、その資本財がどの部門によって購入されたのかを明らかにする上でも、これら機関（法人）が、公的（公的企業を含む。）か民間か、そして、どの部門に該当するのかという格付けは不可欠のものである。

なお、公的とは、政府サービス生産者及び公的企業に格付けられる機関（法人）の活動である。

2 中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の計数の取扱い

中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の活動は、「生産活動主体分類」によって、①産業、②対家計民間非営利サービス生産者、③政府サービス生産者、に大別されるが、②及び③については、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっているため、以下のような特殊な取扱いを行っている。

(1) 「政府サービス生産者」のうちの「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関を除く。）、「社会保障基金」及び「対家計民間非営利サービス生産者」

ア 国内生産額は、経費の総額をもって計測し、営業余剰は計上されない。

イ 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当

額をその負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を、当該部門の「中央政府個別的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

- (2) 「政府サービス生産者」のうちの「公務」及び「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関）

ア 国内生産額は、経費の総額をもって計測し、営業余剰は計上されない。

イ 産出先は、ほとんどが「中央政府集合的消費支出」又は「地方政府集合的消費支出」となる。

- (3) なお、「公的企業」に格付けされたものについては、その計数の取扱いにおいては、民間事業所と同一に扱われる。

ただし、公的企業の行った固定資本形成は「国内総固定資本形成（公的）」に計上される。

- (4) また、建設に関する政府サービス生産者及び公的企業の活動については、計画及び管理等のサービス活動のみを対象として当該法人等の格付けを行う。

ただし、当該法人の主たる活動が、建設活動（発注者主体等の形態も含む。）である場合には、当該法人によって資本形成される建設工事の種類（産業連関表の行部門）が特定できるようにするため、その主たる建設活動を「 」書きで備考欄に示す。

3 中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の格付け基準

格付けは、（*P原則*として）国民経済計算における政府諸機関の分類（格付け）に準じた以下の基準に基づき行う。

- (1) 社会保障基金への該当

以下の基準の全てを満たす社会保険制度を社会保障基金とする。

- ① 政府による賦課・支配
- ② 社会の全体乃至特定の部分をカバー
- ③ 強制的加入・負担

- (2) 金融機関、非金融機関の区分

売上高の50%以上が、①金融仲介活動又は②補助的金融活動による機関は、金融機関に分類する。

- (3) 一般政府・非営利部門、法人企業部門の区分：市場性の有無

※ (2)で非金融機関に分類された場合のみ

売上高が生産費用の50%以上であれば、市場性があるとして、法人企業に分類し、それ以外は一般政府・非営利部門に分類する。

ただし、政府に対して販売される財・サービスについては、対象機関が当該財・サービスの唯一の売り手であり、かつ政府が唯一の買い手である場合には、市場性は無いと判断する。

- (4) 公的部門と民間部門の区分：政府による所有と支配

イ) (3)で一般政府・非営利部門に分類された場合

政府が役員を選任権を保有している場合は、一般政府に格付ける。

ロ) (2)で金融機関に分類された場合及び(3)で法人企業部門に分類された場合

下記①又は②を満たす場合は、公的企業（金融・非金融）に格付ける。

- ① 政府が議決権の過半数を保有している。
- ② 取締役会等の統治機関を支配している（過半数の任命権を持つ）

注1) 格付けの単位

原則として法人単位で部門分類を行う。ただし、事業毎に勘定が分かれており、そのアクティビティが異なる場合は、事業別に格付ける。

特別会計等の非法人機関については、可能な範囲で法律に基づく勘定等まで分割する。

注2) 付随単位の取扱い

付随単位となる勘定がある場合には、親単位と同一部門とするが、親単位の格付けが勘定毎に異なる場合は、付随単位は格付け対象外とし、その計数は親単位に案分して繰り入れる。

4 別表に登載する範囲について

別表に登載する機関（法人）の範囲は、以下のとおりとする。

なお、公的（政府サービス生産者及び公的企業）に格付けられる機関（法人）はすべて対象としている。

(1) 中央政府

国のすべての行政機関であり、その活動に伴う一般会計及びすべての特別会計に関する活動を含む。

(2) 地方政府

地方公共団体のすべての行政機関であり、その活動に伴う一般会計、すべての事業会計及びその他の会計（財産区、地方開発事業団、港務局に関するもの）に関する活動を含むとともに、地方公社（住宅、土地、道路、駐車場に関するもの）に関する活動も含む。

(3) 特殊法人及び独立行政法人等

総務省が公表している「特殊法人一覧」、「独立行政法人一覧」及び行政改革大綱及び特殊法人等改革基本法に基づき平成13年12月に閣議決定した特殊法人等合理化計画で対象となっている次のものとする。

ア 特殊法人

法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人をいう。（ただし、「民間法人化された特殊法人」を除く。）。

イ 認可法人

特別の法律に基づき、数を限定して設立される法人で、民間等の関係者が発起人となって自主的に設立されるものであるが、その設立につき又は設立の際の定款等につき主務大臣の認可にかからしめている法人をいう（ただし、「民間法人化された認可法人」を除く。）。また、地方共同法人を含む。

ウ 独立行政法人

国民生活又は社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な業務であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には、必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう（国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本司法支援センター及び地方独立行政法人を含む。）。

(4) その他

上記(1)～(3)のほか、公的（政府サービス生産者及び公的企業）に格付けられる機関（法人）。

○ 基本要綱 第1部第3章〔別表4〕前文(新旧対照表)

新(平成23年(2011年)表(案))	旧(平成17年(2005年)表)	備考
<p>〔別表4〕</p> <p>平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の扱いについて</p> <p>1 中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の格付けの意義 中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の格付けとは、当該機関(法人)の活動を、①産業(民間事業所(対企業民間非営利サービス生産者を含む。))又は公的企業)、②対家計民間非営利サービス生産者、又は③政府サービス生産者(公務、準公務若しくは社会保障基金)に区分するとともに、それが、どの部門に該当するのか(1機関(法人)=1アクティビティとは限らない。)の格付けを行う作業である。 これは、以下にあげる必要性から、不可欠な作業である。</p> <p>(1) 一次統計や産業を対象とする投入調査では、通常、中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等は対象とされないことが多い。そのため国内生産額を推計するに際して、これらの活動による生産額をどのようにとらえ、それをどの部門の生産額とするのかが問題となる。中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の格付けは、これら機関(法人)の生産額を、どの部門の生産額に上乗せするかを明確にし、該当する部門の正確なCT推計に資することとなる。</p> <p>(2) <u>(P産出が非市場産出のみからなる)</u>「政府サービス生産者」と「対家計民間非営利サービス生産者」は経費を積み上げて国内生産額を推計するため営業余剰がなく、一方、「産業」は売上高や収入を国内生産額としているため営業余剰が存在する。このように、両者の間には、国内生産額の推計方法や投入構造に大きな差異があり、中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等においても、これら機関(法人)の性格により、それらを区分して扱う必要がある。</p> <p>(3) 国内総固定資本形成について、その機関(法人)の資本形成が、<u>公的(公的企業分を含む。)</u>な資本を形成するのか、民間の資本を形成するのか明確になり、公共投資による資本形成の分析がよりの確なものとなる。 また、固定資本マトリックスを作成するに当たり、その資本財がどの部門によって購入されたのかを明らかにする上でも、これら機関(法人)が、<u>公的(公的企業分を含む。)</u>か民間か、そして、どの部門に該当するのかという格付けは不可欠のものである。 <u>なお、公的とは、政府サービス生産者及び公的企業に格付けられる機関(法人)の活動である。</u></p> <p>2 中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の計数の取扱い 中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の活動は、「生産活動主体分類」によって、①産業、②対家計民間非営利サービス生産者、③政府サービス生産者、に大別されるが、②及び③については、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっているため、以下のような特殊な取扱いを行っている。</p> <p>(1) 「政府サービス生産者」のうちの「準公務」(政府研究機関及び地方政府研究機関を除く。)、<u>「社会保障基金」</u>及び「対家計民間非営利サービス生産者」 ア 国内生産額は、経費の総額をもって計測し、営業余剰は計上されない。 イ 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門(つまり、料金を支払った産業又は家計)に計上し、残りの額を、当該部門の「中央政府個別的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」又</p>	<p>〔別表4〕</p> <p>平成17年(2005年)産業連関表における中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の扱いについて</p> <p>1 中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の格付けの意義 中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の格付けとは、当該機関(法人)の活動を、①産業(民間事業所(対企業民間非営利サービス生産者を含む。))又は公的企業)、②対家計民間非営利サービス生産者、又は③政府サービス生産者(公務若しくは準公務)に区分するとともに、それが、どの部門に該当するのか(1機関(法人)=1アクティビティとは限らない。)の格付けを行う作業である。 これは、以下にあげる必要性から、不可欠な作業である。</p> <p>(1) 一次統計や産業を対象とする投入調査では、通常、中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等は対象とされないことが多い。そのため国内生産額を推計するに際して、これらの活動による生産額をどのようにとらえ、それをどの部門の生産額とするのかが問題となる。中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の格付けは、これら機関(法人)の生産額を、どの部門の生産額に上乗せするかを明確にし、該当する部門の正確なCT推計に資することとなる。</p> <p>(2) 「政府サービス生産者」と「対家計民間非営利サービス生産者」は経費を積み上げて国内生産額を推計するため営業余剰がなく、一方、「産業」は売上高や収入を国内生産額としているため営業余剰が存在する。このように、両者の間には、国内生産額の推計方法や投入構造に大きな差異があり、中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等においても、これら機関(法人)の性格により、それらを区分して扱う必要がある。</p> <p>(3) 国内総固定資本形成について、その機関(法人)の資本形成が、<u>公的(公的企業分を含む。)</u>な資本を形成するのか、民間の資本を形成するのか明確になり、公共投資による資本形成の分析がよりの確なものとなる。 また、固定資本マトリックスを作成するに当たり、その資本財がどの部門によって購入されたのかを明らかにする上でも、これら機関(法人)が、<u>公的(公的企業分を含む。)</u>か民間か、そして、どの部門に該当するのかという格付けは不可欠のものである。</p> <p>2 中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の計数の取扱い 中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の活動は、「生産活動主体分類」によって、①産業、②対家計民間非営利サービス生産者、③政府サービス生産者、に大別されるが、②及び③については、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっているため、以下のような特殊な取扱いを行っている。</p> <p>(1) 「政府サービス生産者」のうちの「準公務」(政府研究機関及び地方政府研究機関を除く。))及び「対家計民間非営利サービス生産者」 ア 国内生産額は、経費の総額をもって計測し、営業余剰は計上されない。 イ 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門(つまり、料金を支払った産業又は家計)に計上し、残りの額を、当該部門の「中央政府個別的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」又</p>	<p>● 社会保障基金を追加</p> <p>● (P)基本計画・SNA課題対応WGで検討中</p> <p>● 「なお」以下で、「公的」の定義を追加し、概念を明確化</p> <p>● 社会保障基金を追加</p>

新（平成 23 年（2011 年）表（案））	旧（平成 17 年（2005 年）表）	備 考
<p>は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。</p> <p>(2) 「政府サービス生産者」のうちの「公務」及び「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関）</p> <p>ア 国内生産額は、経費の総額をもって計測し、営業余剰は計上されない。</p> <p>イ 産出先は、ほとんどが「中央政府集会的消費支出」又は「地方政府集会的消費支出」となる。</p> <p>(3) なお、「公的企業」に格付けされたものについては、その計数の取扱いにおいては、民間事業所と同一に扱われる。</p> <p>ただし、公的企業の行った固定資本形成は「国内総固定資本形成（公的）」に計上される。</p> <p>(4) また、建設に関する政府サービス生産者及び公的企業の活動については、計画及び管理等のサービス活動のみを対象として当該法人等の格付けを行う。</p> <p>ただし、当該法人の主たる活動が、建設活動（発注者主体等の形態も含む。）である場合には、当該法人によって資本形成される建設工事の種類（産業連関表の行部門）が特定できるようにするため、その主たる建設活動を「 」書きで備考欄に示す。</p> <p><u>3 中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の格付け基準</u></p> <p><u>格付けは、(P原則として) 国民経済計算における政府諸機関の分類（格付け）に準じた以下の基準に基づき行う。</u></p> <p><u>(1) 社会保障基金への該当</u></p> <p><u>以下の基準の全てを満たす社会保険制度を社会保障基金とする。</u></p> <p>① 政府による賦課・支配</p> <p>② 社会の全体乃至特定の部分をカバー</p> <p>③ 強制的加入・負担</p> <p><u>(2) 金融機関、非金融機関の区分</u></p> <p><u>売上高の 50%以上が、①金融仲介活動又は②補助的金融活動による機関は、金融機関に分類する。</u></p> <p><u>(3) 一般政府・非営利部門、法人企業部門の区分：市場性の有無</u></p> <p><u>※ (2)で非金融機関に分類された場合のみ</u></p> <p><u>売上高が生産費用の 50%以上であれば、市場性があるとして、法人企業に分類し、それ以外は一般政府・非営利部門に分類する。</u></p> <p><u>ただし、政府に対して販売される財・サービスについては、対象機関が当該財・サービスの唯一の売り手であり、かつ政府が唯一の買い手である場合には、市場性は無いと判断する。</u></p> <p><u>(4) 公的部門と民間部門の区分：政府による所有と支配</u></p> <p>イ) (3)で一般政府・非営利部門に分類された場合</p> <p><u>政府が役員を選任権を保有している場合は、一般政府に格付ける。</u></p> <p>ロ) (2)で金融機関に分類された場合及び(3)で法人企業部門に分類された場合</p> <p><u>下記①又は②を満たす場合は、公的企業（金融・非金融）に格付ける。</u></p> <p>① 政府が議決権の過半数を保有している。</p> <p>② 取締役会等の統治機関を支配している（過半数の任命権を持つ）注</p> <p>1) 格付けの単位</p> <p><u>原則として法人単位で部門分類を行う。ただし、事業毎に勘定が分かれており、そのアクティビティが異なる場合は、事業別に格付ける。</u></p> <p><u>特別会計等の非法人機関については、可能な範囲で法律に基づく勘定等まで</u></p>	<p>は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。</p> <p>(2) 「政府サービス生産者」のうちの「公務」及び「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関）</p> <p>ア 国内生産額は、経費の総額をもって計測し、営業余剰は計上されない。</p> <p>イ 産出先は、ほとんどが「中央政府集会的消費支出」又は「地方政府集会的消費支出」となる。</p> <p>(3) なお、「公的企業」に格付けされたものについては、その計数の取扱いにおいては、民間事業所と同一に扱われる。</p> <p>ただし、公的企業の行った固定資本形成は「国内総固定資本形成（公的）」に計上される。</p> <p>(4) また、建設に関する政府サービス生産者及び公的企業の活動については、計画及び管理等のサービス活動のみを対象として当該法人等の格付けを行う。</p> <p>ただし、当該法人の主たる活動が、建設活動（発注者主体等の形態も含む。）である場合には、当該法人によって資本形成される建設工事の種類（産業連関表の行部門）が特定できるようにするため、その主たる建設活動を「 」書きで備考欄に示す。</p>	<p>● 今回導入された新格付け基準を明記</p> <p>● (P) 基本計画・SNA課題対応WGで検討中</p>

新（平成 23 年（2011 年）表（案））	旧（平成 17 年（2005 年）表）	備 考
<p><u>分割する。</u></p> <p>注 2) <u>付随単位の取扱い</u> <u>付随単位となる勘定がある場合には、親単位と同一部門とするが、親単位の格付けが勘定毎に異なる場合は、付随単位は格付け対象外とし、その計数は親単位に案分して繰り入れる。</u></p> <p>4 <u>別表に登載する範囲について</u> <u>別表に登載する機関（法人）の範囲は、以下のとおりとする。</u> <u>なお、公的（政府サービス生産者及び公的企業）に格付けられる機関（法人）はすべて対象としている。</u></p> <p>(1) 中央政府 国のすべての行政機関であり、その活動に伴う一般会計及びすべての特別会計に関する活動を含む。</p> <p>(2) 地方政府 地方公共団体のすべての行政機関であり、その活動に伴う一般会計、すべての事業会計及びその他の会計（財産区、地方開発事業団、港務局に関するもの）に関する活動を含むとともに、地方公社（住宅、土地、道路、駐車場に関するもの）に関する活動も含む。</p> <p>(3) 特殊法人及び独立行政法人等 総務省が公表している「<u>特殊法人一覧</u>」、「<u>独立行政法人一覧</u>」及び行政改革大綱及び特殊法人等改革基本法に基づき平成 13 年 12 月に閣議決定した特殊法人等合理化計画で対象となっている次のものとする。</p> <p>ア 特殊法人 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人をいう。（ただし、「民間法人化された特殊法人」を除く。）。</p> <p>イ 認可法人 特別の法律に基づき、数を限定して設立される法人で、民間等の関係者が発起人となって自主的に設立されるものであるが、その設立につき又は設立の際の定款等につき主務大臣の認可にかからしめている法人をいう（ただし、「民間法人化された認可法人」を除く。）。<u>また、地方共同法人を含む。</u></p> <p>ウ 独立行政法人 国民生活又は社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な業務であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には、必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう（<u>国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本司法支援センター及び地方独立行政法人を含む。</u>）。</p> <p>(4) <u>その他</u> <u>上記(1)～(3)のほか、公的（政府サービス生産者及び公的企業）に格付けられる機関（法人）。</u></p>	<p>3 別表に登載する範囲について <u>格付けは、「生産活動主体分類の各分類についての分類基準一覧表」に基づき行う。</u> <u>なお、登載する機関（法人）の範囲は、以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) 中央政府 国のすべての行政機関であり、その活動に伴う一般会計及びすべての特別会計に関する活動を含む。</p> <p>(2) 地方政府 地方公共団体のすべての行政機関であり、その活動に伴う一般会計、すべての事業会計及びその他の会計（財産区、地方開発事業団、港務局に関するもの）に関する活動を含むとともに、地方公社（住宅、土地、道路、駐車場に関するもの）に関する活動も含む。</p> <p>(3) 特殊法人及び独立行政法人等 行政改革大綱及び特殊法人等改革基本法に基づき平成 13 年 12 月に閣議決定した特殊法人等合理化計画及び独立行政法人総覧（政策評価・独立行政法人評価委員会）で対象となっている次のものとする。</p> <p>ア 特殊法人 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人をいう。（ただし、「民間法人化された特殊法人」を除く。）。</p> <p>イ 認可法人 特別の法律に基づき、数を限定して設立される法人で、民間等の関係者が発起人となって自主的に設立されるものであるが、その設立につき又は設立の際の定款等につき主務大臣の認可にかからしめている法人をいう。（ただし、「民間法人化された認可法人」を除く。）。</p> <p>ウ 独立行政法人 国民生活又は社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な業務であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には、必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。</p> <p>注) <u>日本下水道事業団、地方公務員災害補償基金、健康保健組合・同連合会及び国民健康保健組合・同連合会についても、その性格、業務内容が特殊法人等と同様であり、かつ、データも恒常的に捕捉できることから範囲に加える。</u></p>	<p>● 「生産活動主体分類の各分類についての分類基準一覧表」は基本要綱に掲載されていないので削除。</p> <p>● 「公的」に格付けられる機関（法人）は全て対象としていることを追記。なお、これ以外の機関（法人）は、自動的に、対家計民間非営利サービス生産者又は民間事業所となる。</p> <p>● 特殊法人及び独立行政法人は、基本的に総務省公表の「特殊法人一覧」及び「独立行政法人一覧」による。</p> <p>● 日本下水道事業団、地方公務員災害補償基金、地方公共団体金融機構、地方競馬全国協会</p> <p>● 「独立行政法人一覧」には掲載されていないので、別途明記した。</p> <p>● (1)から(3)のほか、公的（政府サービス生産者及び公的企業）に格付けられる、共済、基金、ゆうちょ銀行等については、「(4)その他」として加え、具体的な法人等の名称は別表に記載。</p>

平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人・認可法人等の扱い
(平成17年(2005年)表及び日本の国民経済計算(JSNA)における政府諸機関の部門分類との相違)

基本要綱掲載対象外

1 中央政府

	平成23年(2011年)表における格付け(案)							平成17年表からの変更点等	JSNAにおける格付け結果	JSNAにおける格付け結果との相違点及びその理由
	政府サービス生産者(★★)			対家計民間非営利サービス生産者(★)	産業		主たる建設活動			
	公務	準公務	社会保障基金		公的企業	民間事業所				
一般会計										
下記以外	○								中央政府	
学校給食		学校給食(国公立)							中央政府	
水路、灯台業務		水運施設管理							中央政府	
社会教育		社会教育(国公立)							中央政府	
教育訓練機関		その他の教育訓練機関(国公立)							中央政府	
政府研究機関		自然科学研究機関 人文科学研究							中央政府	
保健衛生		保健衛生(国公立)							中央政府	
社会福祉		社会福祉(国公立)							中央政府	
公務員住宅賃貸					住宅賃貸料				公的非金融	
特別会計										
(1 事業特別会計)										
(P) 国有林野事業特別会計					育林・素材			平成18年4月「国有林野事業勘定」と「治山勘定」が統合	中央政府	国有林野事業特別会計については、売上高(産出)に在庫純増相当額を加味すると、生産費用の50%以上となることから、新基準においても「公的企業」に位置づけられる。 また、本特会には事業収入が計上されていること、民間事業者も類似の造林事業を実施していることから市場性があるものと判断される。 なお、仮に「公務」に格付けた場合は、生産額が大幅に変化し、時系列データとしての継続性が担保されなくなる。
(2 保険特別会計)										
地震再保険特別会計					損害保険				公的金融	
年金特別会計										
基礎年金勘定			社会保険事業						社会保障基金	
国民年金勘定			社会保険事業						社会保障基金	
厚生年金勘定			社会保険事業					平成19年4月「厚生保険特別会計」と「国民年金特別会計」が統合 新基準により「準公務」から「社会保障基金」に変更	社会保障基金	
福祉年金勘定			社会保険事業						社会保障基金	
健康勘定			社会保険事業						社会保障基金	
児童手当勘定			社会保険事業						社会保障基金	
業務勘定			社会保険事業						社会保障基金	
労働保険特別会計										
労災勘定			社会保険事業						社会保障基金	
雇用勘定			社会保険事業					平成22年1月「船員保険特別会計」が統合 新基準により「準公務」から「社会保障基金」に変更	社会保障基金	
徴収勘定			社会保険事業						社会保障基金	
農業共済再保険特別会計										
再保険支払基金勘定					損害保険				公的金融	
農業勘定					損害保険				公的金融	
家畜勘定					損害保険				公的金融	
果樹勘定					損害保険				公的金融	
園芸施設勘定					損害保険				公的金融	
業務勘定					損害保険				公的金融	
森林保険特別会計					損害保険				公的金融	
漁船再保険及び漁業共済保険特別会計										
漁船普通保険勘定					損害保険				公的金融	

	平成23年（2011年）表における格付け（案）							平成17年表からの変更点等	J S N Aにおける格付け結果	J S N Aにおける格付け結果との相違点及びその理由
	政府非営利生産者（★★）			対家計民間非営利サービス生産者（★）	産業		主たる建設活動			
	公務	準公務	社会保障基金		公的企業	民間事業所				
災害共済給付事業					損害保険			平成17年表では、「スポーツ振興」、「学校給食食物資供給」、「災害共済給付事業」の3つに区分されていたものを、「スポーツ振興投票事業」、「災害共済給付事業」、「スポーツ施設運営事業」、「その他振興事業等」の4つに区分に変更。	公的非金融	J S N Aでは同センターを一括して「公的非金融」に格付け。
スポーツ振興投票事業					その他の対個人サービス					
スポーツ施設運営事業					スポーツ施設提供業					
その他の振興事業等	○									
独立行政法人日本芸術文化振興会	○						「国立劇場・新国立劇場勘定」と「芸術文化振興（基金勘定）」を統合して「公務」に格付け	中央政府		
独立行政法人日本学生支援機構					金融		新基準により「公務」から「公的企業（金融）」に変更	公的金融		
独立行政法人海洋研究開発機構		自然科学研究機関（国公立）							中央政府	
独立行政法人国立高等専門学校機構		学校教育（国公立）							中央政府	
独立行政法人大学評価・学位授与機構	○								中央政府	
独立行政法人国立大学財務・経営センター		学校教育（国公立）					主体分類変更 新基準により「公務」から「公的企業」に変更となるが、該当する基本分類がなく、部門を新設する理由も乏しいため、「準公務」に格付けし「学校教育（国公立）」に分類し	公的非金融		
独立行政法人日本原子力研究開発機構										
原子力研究		自然科学研究機関（国公立）							中央政府	
核燃料リサイクル開発	○								中央政府	
(厚生労働省)										
独立行政法人国立健康・栄養研究所		自然科学研究機関（国公立）							中央政府	
独立行政法人労働安全衛生総合研究所		自然科学研究機関（国公立）					平成18年4月設立 「独立行政法人産業安全研究所」と「独立行政法人産業医学総合研究所」が統合	中央政府		
独立行政法人勤労者退職金共済機構					金融		主体分類変更 新基準により「公務」から「公的企業」へ変更	公的金融		
独立行政法人福祉医療機構					金融			公的金融		
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		社会福祉（国公立）							中央政府	
独立行政法人労働政策研究・研修機構										
研究活動		人文科学研究機関（国公立）							中央政府	
研修業務		その他の教育訓練機関（国公立）							中央政府	
独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構										
雇用支援事業	○						平成23年10月設立 独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴い、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構がその業務の一部を引き継ぐとともに名称変更			
能力開発事業		その他の教育訓練機関（国公立）								
独立行政法人労働者健康福祉機構					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療） 医療（調剤）			公的非金融		
その他		社会福祉（国公立）						公的非金融		
独立行政法人国立病院機構					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療） 医療（調剤）			公的非金融		
独立行政法人医薬品医療機器総合機構					社会福祉（産業）		主体分類変更 新基準により「公務」から「公的企業」に変更	公的非金融		
独立行政法人医薬基盤研究所		自然科学研究機関（国公立）						中央政府		
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構	○							中央政府		
年金積立金管理運用独立行政法人			社会保険事業				平成18年4月設立 年金資金運用基金から移行	社会保障基金		
独立行政法人国立がん研究センター					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療） 医療（調剤）		平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行	公的非金融		
独立行政法人国立循環器病研究センター					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（調剤）		平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行	公的非金融		
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療） 医療（調剤）		平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行	公的非金融		
独立行政法人国立国際医療研究センター					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療） 医療（調剤）		平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行	公的非金融		
独立行政法人国立成育医療研究センター					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療） 医療（調剤）		平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行	公的非金融		
独立行政法人国立長寿医療研究センター					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療） 医療（調剤）		平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行	公的非金融		
(農林水産省)										

4 特殊法人及び認可法人等

生産活動主体分類 法人名	平成23年（2011年）表における格付け（案）							平成17年表からの変更点等	J SNAにおける格付け結果	J SNAにおける格付け結果との相違点及びその理由
	政府サービス生産者 (★★)			対家計民間非営利サービス生産者 (★)	産業		主たる建設活動			
	公務	準公務	社会保障基金		公的企業	民間事業所				
特殊法人										
(事業団)										
日本私立学校振興・共済事業団										
(P) 助成事業	○								公的金融	J SNAでは、金融売上高が50%以上であるとして公的金融に格付けているが、本事業の90%以上は国からの補助金の交付事業であり、金融業に該当する貸付事業は、事業費全体の3%程度に過ぎないため、従来どおり公務に格付ける。
宿泊事業						宿泊業		主体分類変更 新基準により「民間事業所」から「公的企業」に変更	—	
その他共済関連事業			社会保険事業					主体分類変更 新基準により「公的企業」から「社会保障基金」に変更	社会保障基金	
(公庫)										
株式会社日本政策金融公庫						金融		平成20年10月設立 「国民生活金融公庫」、「農林漁業金融公庫」、「中小企業金融公庫」及び「国際協力銀行」が統合	公的金融	
信用保険事業						損害保険				
沖縄振興開発金融公庫						金融			公的金融	
(金庫・特殊銀行)										
株式会社日本政策投資銀行						金融		平成20年10月名称変更	公的金融	
株式会社商工組合中央金庫						金融		平成20年10月名称変更 主体分類変更 新基準により「民間事業所」から「公的企業」に変更	民間	J SNAでは、政府による議決権が50%以上、任命権ありで公的金融としているが、議決権は46.8%、選定について政府の認可を受けるものであり、任命権を有する。
(特殊会社)										
日本たばこ産業株式会社						たばこ		追加 新基準により公的部門格付け対象となったため	公的非金融	
日本電信電話株式会社						固定電気通信		主体分類変更 新基準により「民間事業所」から「公的企業」に変更	公的非金融	
東日本電信電話株式会社						固定電気通信		主体分類変更 新基準により「民間事業所」から「公的企業」に変更	公的非金融	
西日本電信電話株式会社						固定電気通信		主体分類変更 新基準により「民間事業所」から「公的企業」に変更	公的非金融	
北海道旅客鉄道株式会社						鉄道旅客輸送		主体分類変更 新基準により「民間事業所」から「公的企業」に変更	公的非金融	
四国旅客鉄道株式会社						鉄道旅客輸送		主体分類変更 新基準により「民間事業所」から「公的企業」に変更	公的非金融	
九州旅客鉄道株式会社						鉄道旅客輸送		主体分類変更 新基準により「民間事業所」から「公的企業」に変更	公的非金融	
日本貨物鉄道株式会社						鉄道貨物輸送		主体分類変更 新基準により「民間事業所」から「公的企業」に変更	公的非金融	
東京地下鉄株式会社						鉄道旅客輸送		主体分類変更 新基準により「民間事業所」から「公的企業」に変更	公的非金融	
関西国際空港株式会社						航空施設管理 (産業)		主体分類変更 新基準により「民間事業所」から「公的企業」に変更	公的非金融	
成田国際空港株式会社						航空施設管理 (産業)		主体分類変更 新基準により「民間事業所」から「公的企業」に変更	公的非金融	
東日本高速道路株式会社						道路輸送施設提供			公的非金融	
中日本高速道路株式会社						道路輸送施設提供			公的非金融	
西日本高速道路株式会社						道路輸送施設提供			公的非金融	
首都高速道路株式会社						道路輸送施設提供			公的非金融	
阪神高速道路株式会社						道路輸送施設提供			公的非金融	
本州四国連絡高速道路株式会社						道路輸送施設提供			公的非金融	
日本環境安全事業株式会社						廃棄物処理		主体分類変更 新基準により「公務」から「公的企業」に変更	中央政府	売上高比率は、平成18年度は50%未満であったが、平成19年から21年は50%を超えているため、公的企業に格付ける
日本郵政株式会社						郵便・信書便		平成19年10月設立	公的非金融	
郵便事業株式会社						郵便・信書便		平成19年10月設立	公的非金融	
郵便局株式会社						郵便・信書便		平成19年10月設立	公的非金融	
株式会社ゆうちょ銀行						金融		平成19年10月設立	公的金融	
株式会社かんぽ生命保険						生命保険		平成19年10月設立	公的金融	
日本アルコール産業株式会社						その他の有機化学工業製品		平成18年4月設立 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（アルコール製造）から移行	公的非金融	
輸出入・港湾関連情報処理センター						情報処理・提供サービス		平成20年4月設立 独立行政法人通関情報処理センターから移行	公的非金融	
(その他の特殊法人)										

生産活動主体分類 法人名	平成23年（2011年）表における格付け（案）						主たる建設活動	平成17年表からの変更点等	J S N Aにおける格付け結果	J S N Aにおける格付け結果との相違点及びその理由
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非営利サービス生産者 （★）	産業					
	公務	準公務	社会保障基金		公的企業	民間事業所				
<協会>										
日本放送協会						公共放送		主体分類変更 新基準により「民間事業所」から「公的企業」に変更	公的非金融	
<その他>										
沖縄科学技術大学院大学学園	○							平成23年11月設立 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構から移行	中央政府	
放送大学学園				学校教育 （私立）				追加 新基準により公的部門格付け対象となったため	民間非営利	
日本中央競馬会					競輪・競馬 等の競走 場・競技団				公的非金融	
日本年金機構			社会保険事業					平成22年1月設立 社会保険庁より	社会保障基金	
原子力損害賠償支援機構					損害保険			平成23年9月設立	—	
認可法人										
（銀行）										
日本銀行						金融			公的金融	
（地方共同法人）										
日本下水道事業団						下水道		主体分類変更 新基準により「準公務」から「公的企業」に変更	公的非金融	
地方公務員災害補償基金			社会保険事業					主体分類変更 新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に変更	社会保障基金	
地方公共団体金融機構						金融		平成20年10月設立 公営企業金融公庫より	公的金融	
地方競馬全国協会						対企業民間 非営利団体		主体分類変更 新基準により「民間事業所」から「公的企業」に変更	—	
（機構）										
預金保険機構						金融		主体分類変更 新基準により「公務」から「公的企業」に変更	公的金融	
農水産業協同組合貯金保険機構						金融		主体分類変更 新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「公的企業」に変更	公的金融	
（共済組合等）										
国家公務員共済組合・同連合会			社会保険事業					主体分類変更 新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に変更	社会保障基金	
宿泊事業						宿泊業		主体分類変更 新基準により「民間事業所」から「公的企業」に変更	—	
地方公務員共済組合（同連合会、地方職員共済組合を除く）			社会保険事業					主体分類変更 新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に変更	社会保障基金	
宿泊事業						宿泊業		主体分類変更 新基準により「民間事業所」から「公的企業」に変更	—	
地方公務員共済組合連合会			社会保険事業					主体分類変更 新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に変更	社会保障基金	
地方職員共済組合			社会保険事業					主体分類変更 新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に変更	社会保障基金	
宿泊事業						宿泊業		主体分類変更 新基準により「民間事業所」から「公的企業」に変更	—	
警察共済組合			社会保険事業					主体分類変更 新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に変更	社会保障基金	
宿泊事業						宿泊業		主体分類変更 新基準により「民間事業所」から「公的企業」に変更	—	
公立学校共済組合			社会保険事業					主体分類変更 新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に変更	社会保障基金	
宿泊事業						宿泊業		主体分類変更 新基準により「民間事業所」から「公的企業」に変更	—	
都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会			社会保険事業					主体分類変更 新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に変更	社会保障基金	
日本たばこ産業共済組合			社会保険事業					主体分類変更 新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に変更	社会保障基金	
日本鉄道共済組合			社会保険事業					主体分類変更 新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に変更	社会保障基金	
日本製鉄八幡共済組合			社会保険事業					追加 新基準により公的部門格付け対象となったため	社会保障基金	
消防団員等公務災害補償等共済組合			社会保険事業					追加 新基準により公的部門格付け対象となったため	社会保障基金	
石炭鉱業年金基金			社会保険事業					追加 新基準により公的部門格付け対象となったため	社会保障基金	
農林漁業団体職員共済組合			社会保険事業					追加 新基準により公的部門格付け対象となったため	社会保障基金	
エヌティティ企業年金基金 旧年金経理			社会保険事業					追加 新基準により公的部門格付け対象となったため	社会保障基金	
社会保険診療報酬支払基金			社会保険事業					追加 新基準により公的部門格付け対象となったため	社会保障基金	
（その他）										
日本赤十字社										

生産活動主体分類 法人名	平成23年（2011年）表における格付け（案）							平成17年表からの変更点等	J S N Aにおける格付け結果	J S N Aにおける格付け結果との相違点及びその理由
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間 非営利サー ビス生産者 （★）	産業		主たる 建設活動			
	公務	準公務	社会保障基金		公的企業	民間事業所				
一般				社会福祉 (非営利)					対家計民間	
医療施設						医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療） 医療（調剤）		日本赤十字社の一般会計と3つの事業に係る特別会計（医療施設、血液事業、社会福祉施設）の構成に従い、区分を細分化した	民間	
血液事業						医薬品			民間	
社会福祉施設				社会福祉 (非営利)				名称変更	対家計民間	
介護（居宅）						介護（居宅）			民間	
介護（施設）						介護（施設）			民間	
その他										
健康保険組合・同連合会			社会保険事業					主体分類変更 新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に変更	社会保障基金	
宿泊事業						宿泊業			—	
国民健康保険組合・同連合会・同中央会			社会保険事業					主体分類変更 新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に変更	社会保障基金	
宿泊事業						宿泊業			—	
全国健康保険協会			社会保険事業					平成20年10月設立 社会保険庁（政府管掌健康保険）より	社会保障基金	
健康保険勘定			社会保険事業						社会保障基金	
船員保険勘定			社会保険事業						社会保障基金	

注：平成17年表に登載されていたが、民間法人化、廃止等され、平成23年表に登載しない法人

独立行政法人

独立行政法人消防研究所
独立行政法人メディア教育開発センター
独立行政法人緑資源機構
独立行政法人雇用・能力開発機構

特殊法人

東海旅客鉄道株式会社
日本自転車振興会
日本小型自動車振興会
日本船舶振興会

認可法人

総合研究開発機構